

京都府公報

号外 第19号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ		
○農業振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示 (農村振興課、経営支援・担い手育成課、流通・ブランド戦略課、農産課)	1	○豊かな森を育てる府民税市町村交付金交付要綱の一部を改正する告示 (林業振興課)	3
○緑の公共事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 (農村振興課)	3	○京都府木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示 (建築指導課)	4
		○京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示 ()	5

告 示

京都府告示第176号

農業振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

農業振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

農業振興事業費補助金交付要綱(昭和35年京都府告示第928号)の一部を次のように改正する。

第2条の表の6の項中「2以上の市町村を区域とする農業協同組合」を「活動の範囲が府内の2以上の市町村の区域にわたる団体」に、「農業協同組合又はその他の農業者の組織する団体が行う茶業振興対策事業に要する経費に対し、市町村又は2以上の市町村を区域とする農業協同組合が補助する場合における当該事業」を「茶業振興対策事業」に改め、同表中9の項を削り、10の項を9の項とし、11の項を10の項とし、同項の次に次のように加える。

11	市 町 村 一般社団法人京都府農業会議	農業経営チャレンジ支援事業に要する経費 1 一般社団法人京都府農業会議が行う農業経営チャレンジ推進室事業に要する経費 2 市町村が行う担い手養成実践農場整備支援事業に要する経費 3 農業協同組合又はその他の農業者の組織する団体が行う担い手養成実践農場整備支援事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該事業に要する経費	知事が必要と認める額	事業費総額の2割を超える増減	1 事業主体の変更 2 事業実施箇所の変更
----	------------------------	--	------------	----------------	--------------------------

第2条の表中12の項を削り、13の項を12の項とし、14の項から26の項までを13の項から25の項までとし、同表の27の

項中 「 3 農業経営チャレンジ支援事業
4 人材育成研修事業 」 を 「 3 人材育成研修事業 」 に改め、同表中同項を26の項とし、28の項を27の項と

し、29の項を28の項とし、同表の30の項中「スマート農林水産業加速事業（スマート農林水産業実装チャレンジ事業）」を「スマート農林水産業実装チャレンジ事業」に改め、同表中同項を29の項とし、31の項を削り、同表の32の項中

「 市町村又はその活動の範囲が府内の2以上の市町村の区域にわたる団体 」 を 「 市 町 村 活動の範囲が府内の2以上の市町村の区域にわたる団体 」 に改め、

「

京都府特産物育成協議会	京野菜生産加速化支援活動事業に要する経費	2分の1以内	事業費総額の2割を超える増減
-------------	----------------------	--------	----------------

 」 を削り、同表中同項を30

の項とし、同項の次に次のように加える。

31	京都府特産物育成協議会	京野菜生産加速化支援活動事業に要する経費	2分の1以内	事業費総額の2割を超える増減
----	-------------	----------------------	--------	----------------

第2条の表中33の項を32の項とし、34の項を33の項とし、35の項を34の項とし、同表の36の項中「一般社団法人京都

府農業会議」を削り、

「 集落連携100ha農場づくり事業に要する経費
1 計画策定支援事業に要する経費
(1) 農業法人又は農業者等が組織する団体が行う革新計画作成推進事業に対し、市町村が補助する場合における当該事業に要する経費
(2) 一般社団法人京都府農業会議が行う革新計画作成サポート事業に要する経費
2 農業法人又は農業者等が組織する団体が行う100ha農場づくり準備事業に対し、市町村が補助する場合における当該事業に要する経費
(1) 新規作物導入推進事業
(2) 収益力強化整備事業
(3) 農業経営法人化等支援事業
3 事業者等が行う広域的農地(100ha)管理体制構築事業に対し、市町村が補助する場合における当該事業に要する経費 」

を 「 集落営農経営力強化事業に要する経費 」 に改め、同表中同項を35の項とし、37

の項から45の項までを36の項から44の項までとする。

第3条第1項中「別記第1号様式のとおり」を「別に定める様式」に、「11」を「10」に改め、同条第2項中「委任状（別記第2号様式）及び誓約書（別記第3号様式）」を「別に定める様式による委任状及び誓約書」に、「誓約書（別記第4号様式）」を「別に定める様式による誓約書」に改める。

第4条中「別記第5号様式」を「別に定める様式」に改める。

第5条第1項中「別記第6号様式のとおり」を「別に定める様式」に、「11」を「10」に改める。

第6条第1項中「別記第7号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第7号様式までを削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。



京都府告示第177号

緑の公共事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

緑の公共事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

緑の公共事業補助金交付要綱（平成14年京都府告示第548号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第4条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第5条中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

別表の3の項中「事業費の4分の3以内（国費2分の1）」を「定額、事業費の4分の3又は事業費の6分の5以内（国費10分の10、2分の1又は3分の2）」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までを削る。

附 則

- 1 この告示は、令和8年3月31日から施行する。
- 2 この告示による改正後の緑の公共事業補助金交付要綱の規定は、令和8年3月13日以後の申請に係る事業に対する補助金について適用し、同日前の申請に係る事業に対する補助金については、なお従前の例による。



京都府告示第178号

豊かな森を育てる府民税市町村交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

豊かな森を育てる府民税市町村交付金交付要綱の一部を改正する告示

豊かな森を育てる府民税市町村交付金交付要綱（平成28年京都府告示第287号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 森林における災害の防止に資する事業
- (2) 府内産木材の利用の拡大に資する事業

第5条第1項第1号中「増減」を「増」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 交付金の額の30パーセント以上の減

第6条第2項を削り、同条第1項を同条とする。

第10条を第11条とする。

第9条中「2部」を「1部」に、「」を「」を経由して」を「」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「交付決定」を「交付金の交付の決定」に、「又はその次」を「の次」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和13年度」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「があった年度の翌年度の4月15日」を「を受けた事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付の決定を受けた年度の3月25日のいずれか早い日」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（状況報告）

第7条 規則第11条の規定による交付金事業の遂行の状況に関する報告は、知事が別に定める様式により行うものとし、交付金の交付の決定に係る年度の12月31日における状況を、その翌月の20日までに報告するものとする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

京都府告示第179号

京都府木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱（平成19年京都府告示第474号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「行う」を「実施する」に、「1.0（建築物の構造上やむを得ない場合又は居住性が著しく悪化する場合には、0.7）」を「0.7」に改め、同条第4号中「行う」を「実施する」に改め、同条中第9号を第11号とし、第8号中「行う」を「実施する」に改め、同条中同号を第10号とし、第7号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 国交付金 国が市町村に対して交付する交付金であって、市町村補助金の財源に充てられるものをいう。

第2条第6号中「及び」を「、特定除却及び」に改め、同条中同号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 特定除却 耐震診断の結果等により、倒壊の危険性があると知事が認める木造住宅（耐震改修、簡易耐震改修又は耐震シェルター設置を実施した木造住宅を除く。）に対して実施する除却工事をいう。

第2条に次の1号を加える。

(12) 耐震化重点エリア 知事が別に定める基準に基づき、木造住宅の集積の程度等地域の特性に鑑み、市町村が木造住宅の耐震改修等を特に促進すべき区域として選定するものをいう。

第3条第1項中「及び」を「、特定除却及び」に、「行う耐震改修」を「実施する耐震改修、特定除却」に改め、同条第2項中「行う」を「実施する」に改める。

第5条中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第8条中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

別表の1の項を次のように改める。

区分	補助対象経費	補助基本額	補助額
1 耐震改修	耐震改修A-1を実施する者に対する助成（市町村補助金に基づくものに限る。）に要する経費	1の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額 (1) 補助対象経費の額 (2) 耐震改修A-1の実施に要する経費（耐震判定機関による判定に要する経費を除く。）の額 (3) 172万5,000円（多雪区域で実施される場合は、210万円）	1の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額以内の額 (1) この項補助基本額の欄の規定により算定される補助基本額から国交付金の額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額 (2) 57万5,000円（多雪区域で実施される場合は、70万円）から既に実施した耐震改修等につき交付を受けた府の補助額を控除した額
	耐震改修A-2を実施する者に対する助成（市町村補助金に基づくものに限る。）に要する経費	1の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額 (1) 補助対象経費の額 (2) 耐震改修A-2の実施に要する経費（耐震判定機関による判定に要する経費を除く。）に係る市町村補助金の額 (3) 115万円（多雪区域で実施される場合は、140万円）	1の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額以内の額 (1) この項補助基本額の欄の規定により算定される補助基本額から国交付金の額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額 (2) 28万7,500円（多雪区域で実施される場合は、35万円）から既に実施した簡易耐震改修につき交付を受けた府の補助額を控除した額
	耐震改修B	1の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額 (1) 耐震改修Bの実施に要する経費（耐震判定機関による判定に要する経費を除く。）に5分の4を乗じて得た額 (2) 100万円（多雪区域で実施される場合は、120万円）	1の木造住宅につき、補助対象経費の範囲内において、次に掲げる額のいずれか少ない額以内の額 (1) この項補助基本額の欄の規定により算定される補助基本額に4分の1を乗じて得た額 (2) 25万円（多雪区域で実施される場合は、30万円）から当該既に実施した簡易耐震改修につき交付を受けた府の補助額を控除した額

別表中3の項を4の項とし、2の項の次に次の1項を加える。

3 特 定除 却	耐震化重点エリア内において特定除却を実施する者に対する助成（市町村補助金に基づくものに限る。）に要する経費	1の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額 (1) 補助対象経費の額 (2) 40万円	1の木造住宅につき、次に掲げる額のいずれか少ない額以内の額 (1) 10万円 (2) この項補助基本額の欄の規定により算定される補助基本額から国交付金の額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額
----------------	---	---	---

別表の備考の1中「耐震改修A」とはを「耐震改修A-1」とは耐震化重点エリア内において実施する」に、「もの」を「工事」に改め、「をいい」の右に「耐震改修A-2」とは耐震化重点エリア外において実施する耐震改修に係る工事の完了後の評点が1.0以上となる工事をいい」を加え、「当該」を「耐震改修に係る工事の完了後の」に改める。別記第1号様式から別記第3号様式までを削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。



京都府告示第180号

京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱(平成25年京都府告示第636号)の一部を次のように改正する。第2条第4号を次のように改める。

- (4) 耐震設計 住宅・建築物防災力緊急促進事業制度要綱（令和7年3月31日付け国住街第144号、国住市第98号、国住木第110号国土交通省住宅局長通知。以下「国要綱」という。）に規定する耐震化のための計画の策定をいう。第4条中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。
 - 第5条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。
 - 第7条中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。
 - 第7条の2第2項中「補助金受領委任状(別記第3号の2様式)」を「別に定める様式による補助金受領委任状」に改める。
 - 第8条第1項中「全体設計承認申請書(別記第4号様式)」を「別に定める様式による全体設計承認申請書」に改める。
- 別表の1の項を次のように改める。

1 要緊急 安全確認 大規模建 築物に係 る事業	要緊急安 全確認大 規模建 築物の存 する市町村	1 要緊急安全確認大規模建築物の所有者（当該所有者の同意を得た者を含む。以下同じ。）が当該要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震設計又は建替えの設計を実施するために要する経費（以下「対象耐震設計等経費」という。）に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	市町村が補助する要緊急安全確認大規模建築物ごとの対象耐震設計等経費の額（当該対象耐震設計等経費の額が基準限度額を超える場合は、当該基準限度額）を合算した額に6分の1を乗じて得た額と補助対象経費の額から国要綱に基づき国が当該市町村に交付する補助金の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を比較していずれか少ない額
		2 要緊急安全確認大規模建築物の所有者が当該要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震改修、除却又は建替えを実施するために要する経費（以下「対象耐震改修等経費」という。）に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	市町村が補助する要緊急安全確認大規模建築物ごとの対象耐震改修等経費の額（当該対象耐震改修等経費の額が要緊急安全確認大規模建築物の面積1平方メートルにつき5万7,000円（知事が別に定める工法による場合は9万3,300円、それ以外の工法による場合で耐震診断の結果、建築物の耐

			震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に規定する構造耐震指標（以下「I s 値」という。）が0.3未満相当であるときは6万2,700円）を乗じて得た額を超える場合は、当該額）の5.75パーセントに相当する額を合算した額と補助対象経費の額から国要綱に基づき国が当該市町村に交付する補助金の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を比較していずれか少ない額（当該額が1,150万円を超える場合は、1,150万円）
--	--	--	---

別表の2の項中「157万円」を「235万5,000円」に改め、「加えた額を超える場合は、当該額）」の右に「以内の額」を加える。

別表の備考の2の(1)中「3,670円」を「4,580円を乗じて得た額」に改め、同表の備考の2の(2)中「210万円」を「233万円」に、「1,570円」を「2,350円」に改め、同表の備考の2の(3)中「314万円」を「379万円」に、「1,050円」を「1,570円」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。